

令和4年度盛岡市教育研究所 第57回研究発表大会

盛岡市のコミュニティ・スクール



盛岡市教育委員会

教育振興運動を土台とした コミュニティ・スクールの導入

盛岡市の学校教育の目標

「子どもたち一人一人に、自立して社会で生きていくための基礎を育む」

各小中学校の「学校運営協議会」※と各学校区の「地域」において、目標やビジョンを共有し、その実現に迫るための連携・協働を図る。これにより、学校と地域の協働活動を充実させ、児童生徒の健全育成、学力向上、地域教育力の向上、地域の活性化を目指す。

※市教研ブロック内の2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、1つの協議会とすることもできる。

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のことです。学校運営協議会は、学校運営に関することについて広い関係者で協議し、学校運営に保護者や地域住民の声を積極的に生かし、学校が地域と一体となって特色ある学校づくりを進める体制です。

学校運営協議会

学校運営その他運営に必要な支援に関する協議等

地域と目標やビジョンを共有



委員：保護者、地域住民、(地域学校協働活動推進員)、校長、教職員、行政機関職員 等

3つの主な役割

□校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。

□学校運営(必要な支援を含む)について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。

□教職員の任用に関して、教育委員会規則が定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

※年間3回程度の開催

コミュニティ・スクール導入に向けての体制づくり

「学校運営協議会」の立ち上げは、各校の実態や実情に応じて、学校が主体となって進めます。

教育振興運動等における既存の組織や体制、人材を活用し、「広い関係者の参画」や「学校支援を具体的に進める人材の位置付け」等に留意しながら、体制の整備を図ります。

【体制づくりの基本例】

○教育振興運動推進協議会を活用して、
学校運営協議会を立ち上げる

- ① 教育振興運動推進協議会の役員・委員の中から学校運営協議会の委員を選出する。
(学校規模によっては同じ委員で組織も可)
- ② ①を土台として、学校関係者評価委員会の委員等、必要な委員を加えて学校運営協議会を立ち上げる。

※学校運営協議会は、様々な立場で議論を重ねていくこと(熟議)が重要であることから、委員は10名程度が適切です。

本市における地域と学校の連携・協働の基盤となる運動です。コミュニティ・スクール導入に当たっては、既存の教育振興運動の組織を土台に体制を整備していきます。また、コミュニティ・スクールにおける地域学校協働活動の推進に当たっても、教育振興運動での取組を生かします。

教育振興運動

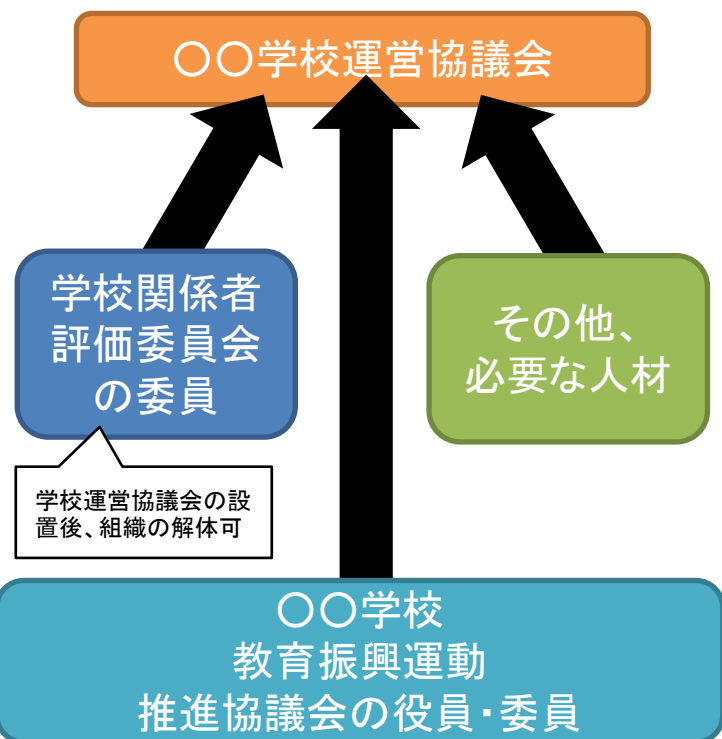
「学校運営協議会」の立ち上げについて

既存の体制の変更

学校関係者評価を行う組織の役割は、学校運営協議会が担うことができることから、既存の「学校関係者評価委員会」等を土台として、「学校運営協議会」に移行します。

この場合、学校運営協議会の設置に伴い「学校関係者評価委員会」等を無くすことができます。

【イメージ例】



学校運営協議会の委員の選出

学校運営協議会の委員は、次に掲げる者のうちから選出を行います。

- (1)保護者
- (2)対象学校の所在する地域住民
- (3)対象学校の運営に資する活動を行なう者
- (4)対象学校の校長
- (5)対象学校の教職員
- (6)学識経験者
- (7)関係行政機関の職員
- (8)その他、教育委員会が適当と認める者

※ここに掲げている者を全て満たす必要はありません。

選出する委員の中に、「地域と学校のつなぎ役となる人材」を入れることで、コミュニティ・スクール導入後の地域学校協働活動や、教育振興運動の取組との連動が円滑に進められるようにします。

《学校運営協議会の委員の具体例》

- (1)保護者：PTA会長、PTA副会長、PTA専門部長 等
- (2)対象学校の所在する地域住民：自治会代表、町内会代表、老人会代表、教育振興運動推進協議会役員・委員、民生委員代表、主任児童委員代表、同窓会代表 等
- (3)対象学校の運営に資する活動を行なう者：学校支援ボランティア、スポ少代表、交通指導関係者代表 等
- (4)対象学校の校長
- (5)対象学校の教職員：副校長、主幹教諭、地域連携担当教員 等
- (6)学識経験者：大学教授、学校管理職経験者 等
- (7)関係行政機関の職員：公民館長、児童センター長、福祉推進会長、体育振興会長 等
- (8)その他、教育委員会が適当と認める者

コミュニティ・スクールと教育振興運動の関係について

盛岡市の**教育振興運動**は、各学校区において、子どもを中心に据え、家庭・地域・学校・行政の五者が、それぞれの役割と責任を果たす**市民運動(取組)**です。

コミュニティ・スクールは、法で定められている学校運営協議会を設置し、学校運営に対して、広く保護者や地域の方々が参画できる**体制(仕組み)**です。

コミュニティ・スクールにおける地域と学校が連携・協働して行う**地域学校協働活動**は、**盛岡市の教育振興運動の取組と同じ**と捉えられるものであり、幅広い地域住民等の参画を得ながら、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えていくという方向性は同じです。

地域学校協働活動 = 教育振興運動での取組

学校内における活動

教育課程内 (授業内)活動

ゲストティーチャー／学習支援
地域(郷土)学習／学校行事
防災学習 等

教育課程外 (授業外)活動

読み聞かせ／環境整備作業／
放課後子ども教室／
部活動・スポーツ少年団活動 等

学校外(家庭・地域)における活動

家庭や地域で行われる活動

体験活動への参加促進／読書活動の習慣化／情報メディアとの共生
あいさつ運動／登下校の見守り／奉仕活動／伝承活動／子ども会活動 等

コミュニティ・スクール導入後の教育振興運動の推進について

コミュニティ・スクールの土台となる盛岡市の教育振興運動は、これまでと同様に推進していきます。ただし、導入後は、これまで進めてきた教育振興運動の取組と、学校運営協議会で決定した事項に係る活動とを連動させていくことが大切になります。

コミュニティ・スクールにおける地域と学校の連携・協働を推進させる「**地域学校運営協働本部**」の在り方や、「**地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)**」の配置等については、教育振興運動の推進を含めて、盛岡市の実情に応じた体制を**現在検討中**です。今後の法改正に応じて、継続的な体制となるよう整備を進めていきます。

【仁王小学校】

- 既存の「学校評価委員会」を土台として「学校運営協議会」へ移行
- 今年度は年4回の「学校運営協議会」を実施予定(5月、7月、11月、2月)
- 学校運営協議会委員(16名)
 - ・教育振興協議会会長
 - ・仁王小学校PTA会長
 - ・盛岡交通安全協会北山分会長
 - ・仁王学区応援隊 3名 (※)
 - ・主任児童委員
 - ・児童センター館長
 - ・学童育成クラブ指導員
 - ・盛岡幼稚園長
 - ・善友保育園長
 - ・下小路中学校長
 - ・岩手大学教育学研究科特命教授
 - ・学校関係者(校長、副校長、主幹教諭)

(※)地域コーディネーター役

【仁王小学校】

第1回 学校運営協議会

5月16日(月)10:00～11:00

進行:主幹教諭

次第

- 1 開会の言葉
- 2 校長あいさつ
- 3 委員委嘱
- 4 協議
 - (1)「盛岡市立仁王小学校学校運営協議会」について
 - (2)「盛岡市立仁王小学校学校運営協議会」組織(案)について
 - (3)本校のめざす教育について
 - (4)令和4年度 盛岡市立仁王小学校なまびフェストについて
 - (5)その他
 - ・県及び市担当から
- 5 その他
 - ・今後の予定について
 - 6月1日(水)授業参観
 - 7月19日(火)第2回学校運営協議会
- 6 閉会の言葉



【仁王小学校】

第2回 学校運営協議会

7月19日(火)9:30～11:00

進行:主幹教諭

次第

- 1 開会の言葉
- 2 校長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 協議
 - (1)「仁王の子」の様子について
 - (2)「仁王の子」の目指す姿について
 - (3)その他
- 6 その他
 - 今後の予定について
 - 9月 8日(木) 教育実習参観
 - 11月12日(土) 全校音楽集会参観
 - 第3回学校運営協議会
- 7 閉会の言葉

【仁王小学校】

第3回 学校運営協議会

7月19日(火)9:30～11:00

進行:主幹教諭

次第

- 1 開会の言葉
- 2 校長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 協議

- (1)「仁王の子」のたくましさについて
- (2) 仁王小学校職員の働き方改革について
- (3)その他

6 その他

今後の予定について

1月 6日(金) 盛岡市教育研究所研究発表大会での発表

2月24日(金) 第4回学校運営協議会

7 閉会の言葉

【杜陵小学校】

- 昨年度より「学校運営協議会」を組織
- 今年度は年3回の「学校運営協議会」を実施予定(5月、11月、2月)
- 学校運営協議会委員(14名)
 - ・同窓会会長
 - ・杜陵地区福祉推進会長
 - ・下橋中学校長
 - ・下橋町内会長
 - ・主任児童委員
 - ・肴町商店街事務局長
 - ・杜陵児童センター所長
 - ・みんなの会代表 (※)
 - ・図書ボランティア代表
 - ・父母と教師の会会長
 - ・父母と教師の会副会長
 - ・学校関係者(校長、副校長、教務主任)

(※)地域コーディネーター役

【杜陵小学校】

第1回 学校運営協議会

5月13日(金)13:00～15:00

進行:事務局

次第

1 開会の言葉

2 委嘱状交付

3 挨拶

- ・令和3年度杜陵小学校学校運営協議会長
- ・盛岡市立杜陵小学校長

4 自己紹介

5 規約及び役員の選出について

- ・盛岡市立杜陵小学校学校運営協議会の規約の確認
- ・役員の選出

6 協議

(1)年間活動計画について

(2)令和4年度学校運営計画について(説明・協議・承認)

(3)「思いやりのある子を育てる具体策について」(熟議)

(4)その他

7 その他

8 閉会の言葉



【杜陵小学校】

第2回 学校運営協議会

11月10日(木)13:00～14:30

(中止)

次第

- 1 開会の言葉
- 2 学校運営協議会会長挨拶
- 3 前期学校経営について(報告)
- 4 前期まなびフェストによる学校評価について(報告)
- 5 授業参観
- 6 熟議
(評価結果を踏まえ、児童の様子や取組状況についての意見交換)
- 7 その他
- 8 閉会の言葉

【盛岡西峰学園(土淵小・中学校)】

□昨年度8月～順次CSの導入について職員、地域へ周知

令和3年9月 PTA三役会にて周知

10月 土淵地域活動推進協議会・理事会にて説明

12月 長橋町自治会・理事会にて説明

令和4年1月～4月 学校運営協議会委員の選出

□今年度は年3回の「学校運営協議会」を実施予定(6月、11月、2月)

□学校運営協議会委員(13名)

- ・土淵地域活動推進協議会長
- ・土淵地域活動推進協議会長代行
- ・土淵児童センター館長兼主任児童民生委員
- ・平賀地区民生児童委員
- ・土淵地区活動センター所長
- ・同窓会会長
- ・児童センター職員 (※)
- ・盛岡西峰学園PTA会長
- ・盛岡西峰学園PTA副会長
- ・学校関係者(校長、小学校副校長、
中学校副校長、総括副校長)

(※)地域コーディネーター役

【盛岡西峰学園(土淵小・中学校)】

第1回 学校運営協議会

6月10日(金)10:00～11:30

進行:総括副校長

次第

1 開会の言葉

2 校長あいさつ・説明

3 協議

(1)盛岡市西峰学園 学校運営協議会」組織(案)について

※委嘱状の交付

(2)本校のめざす教育について

(3)熟議

テーマ「めざす子ども像を達成するために取り組むアイデア」

(4)その他

4 その他

今後の予定について

5 閉会の言葉

【盛岡西峰学園(土淵小・中学校)】

第2回 学校運営協議会

進行:総括副校長

次第

- 1 開会の言葉(小学校副校長)
- 2 協議会会長あいさつ
校長あいさつ
- 3 前期の教育活動について(報告)
- 4 協 議
 - (1) 地域や保護者の協力を得て実施している教育活動と今後ご協力
いただきたい教育活動について
 - (2) 令和5年度からの学校経営について(概要)
 - (3) その他
- 5 その他
- 6 閉会の言葉(小学校副校長)

【スムーズなコミュニティ・スクールの導入に向けて、先導校の取組から見えてきたこと】

- PTA、地域への丁寧な説明・周知
(PTA総会、広報、既存の組織向け説明会等)
- 職員への説明・周知
(自校職員向け研修会の実施等)
- 学校や地域の実情に応じた既存の組織、体制の活用
(PTA、教育振興協議会、学校評価委員会等)
- 学校運営協議会委員の精選
(対象学校に一定の理解を有した上で、当該学校の運営改善に資するような建設的な意見を述べ、責任感をもって参画できる方が望ましい)
- 地域をつなぐ地域コーディネーターとしての役割を担う方
(単年度ではなく長く学校運営に関われる方が望ましい)



Q1 学校運営協議会委員への報酬は？

A1 報酬については**市が負担**します。**盛岡市学校運営協議会規則第14条**において次のように定めています。

1 学校運営協議会の委員の報酬は、**一人当たり「3,000円／年度」**とする。

(報酬支給に該当しない者)

2 第1項に規定した報酬は、次に該当する者を除いて支給する。

(1)当該校に所属する教員

(2)当該校に係る学校及び幼稚園・保育園、こども園に所属する教員

(報酬を支給する**委員数の上限**)

3 第1項に規定した報酬を支給する委員数は、1協議会につき**10名まで**とする

(報酬の支給時期)

4 **年度末に支給**する。

(委員を補欠した場合の報酬の支給)

5 会議への出席回数に基づき、前任者と分配して支給する。



Q2 学校運営協議会委員の任期は？

A2 **盛岡市学校運営協議会規則第11条**において、学校運営協議会委員について定めています。基本的には**2年**の任期としています。

第11条 委員の任期は委嘱又は任命の日から翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

Q3 「地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)」の配置は？

A3 地域コーディネーターの**配置については検討中です**。現在は、学校運営協議会の委員の中から、地域と学校をつなぎ役になる方にその役割を担っていただくなど、各学校運営協議会で工夫しながら活動を展開していただいています。1名だけではなく数名で活動を分担して進めている例もあります。また、同じ中学校区で同じ方に地域コーディネーターの役割を担っていただく形も考えられます。



Q4 地域学校協働活動とはどのような活動ですか？

A4 コミュニティ・スクールにおける地域と学校が連携・協働して行う活動です。幅広い地域住民の参画を得ながら地域全体で子供たちの学びや成長を支えていくというねらいから、盛岡市で従来行われてきた教育振興運動の取組と同じと考えることもできます。

つまり、新たな取組をさらに増やさなければならないというものではなく、コミュニティ・スクールを導入することで、今まで行われてきた様々な活動を整理する機会であるとも考えることができます。

Q5 地域学校協働活動、CS事業の推進に関する予算はないのですか？

A5 現在はコミュニティ・スクールに係る予算はありませんので、PTAや学校の予算からの支出が考えられます。また、児童生徒のための教育活動への協力、支援であることから、教育振興運動の活動費からの支出も検討できるかもしれません。

Q6 熟議とはどのようなものですか？

A6 熟議とは、多くの当事者が集まって、課題について熟慮と討議を重ね、互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに、解決策が洗練され、個々人が納得して自分の役割を果たすようになるプロセスです。一般的な会議(説明と質疑)にとどまらず、コミュニケーションを重ね信頼関係を構築し、互いの当事者意識を高めることにつながります。

1【知る(情報共有)】

学校や地域での児童生徒の実態から、目指す目標やビジョン、直面している課題等の共有を図ります。

2【考える(熟議)】

目標やビジョンの実現・課題の解決に向けた効果的・効率的な方策・取組「地域学校協働活動」について話し合います。

3【実行する(協働)】

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民の力を生かし、様々なかたちで「**地域学校協働活動**」に取り組みます。

4【振り返る(評価)】

今年度の取組を振り返るとともに、次年度に向けて、目標の修正、手だての工夫、活動の吟味・精選等を図ります。



3~4人のグループでテーマについて話し合いその後全体で交流を行います。考えを可視化するために、付箋や模造紙を用いるのが一般的です。

ファシリテーターは、第1回目は校長先生や担当教員が務める例が多いようですが、徐々に委員の方にもお願いできる部分です。

テーマ 例

「思いやりのある子を育てる
具体策について」

(杜陵小学校)

「めざす子ども像を達成する
ために取り組むアイデア」

(土淵小・中学校)

コミュニティ・スクールの導入状況について

学校運営協議会の設置状況

※4校を先導校として指定し、先行実施

学校運営協議会連絡会議の開催（5月、7月、2月）

先導校4校の情報交換・実践交流を行い、その成果や課題等を、導入予定の学校に情報提供する。

	設置	未設置	備考
小学校	3	38	仁王小、杜陵小、土淵(小)
中学校	1	21	土淵中

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「熟議」をとおして、目指す子ども像を達成するための具体策について検討することができた。 ○ 総合的な学習の時間の充実につながるヒントを得た学校があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 学校と地域のつなぎ役を担う人材をどのように発掘していくか。 ▲ 事務局的な役割を担っている副校長や担当教員の負担をどのように軽減していくか。

周知状況

以下の機会をとおして周知を図っている（予定含む）。

月日	催事名
9月14日	盛岡市副校長会研修会
9月17日	盛岡市PTA連合会研修会
9月20日	盛岡市町内会連合会研修会
10月1日	教育振興運動第Ⅲ地区集会
10月10日	教育振興運動第Ⅱ地区集会
10月29日	教育振興運動第Ⅴ地区集会
11月5日	教育振興運動第Ⅰ地区集会
11月6日	教育振興運動第Ⅳ地区集会
11月12日	教育振興運動第Ⅵ地区集会
11月25日	盛岡市副校長会研修会
11月30日	山岸小学校学校運営協議会設立準備会
1月6日	盛岡市教育研究所発表大会
2月4日	教育振興運動実践発表大会

※市ホームページにおいても周知を図っている。

【令和4年度】

- コミュニティ・スクールについての理解を広げる活動
(地区別集会での説明、研修会での説明等)
- 学校運営協議会の設置(一部の学校)
- 学校運営協議会の開催(一部の学校)
- 導入校連絡協議会の開催
- 導入校での成果・課題等の周知活動
- 意向調査の実施

コミュニティ・スクールの導入にあたっては、各学校がその学校と地域の実情に応じて、その学校にふさわしい体制(仕組み)を見出すこととなります。各校にふさわしい体制(仕組み)の構築をお願いいたします。

【令和5年度～】

準備が整った学校から順次導入

コミュニティ・スクール導入に向けて各校にお願いしたいこと

- 市教研ブロック内の学校で、学校運営協議会の設置の仕方についての検討(2校以上で1協議会を設置するか)
- 各校で学校運営協議会委員(報酬支給委員10人程度)の人選の検討
- 各校で地域と学校のつなぎ役となる人材(地域学校協働活動推進員)の人選の検討

岩手県のコミュニティ・スクールに関する情報や資料は、「まなびネットいわて」に掲載されております。

<https://www2.pref.iwate.jp/~hp1595/CS/nf2013.html>



盛岡市教育委員会